

静岡県外から  
移住する方に

# 最大1000万円!?

## 静岡市移住補助金

静岡市は 🏠 住宅の支援も 💼 就業の支援も充実！！

### 🏠 住宅の支援

- ①移住者住宅確保応援補助金  
住宅購入、家賃などに使える！
- ②結婚新生活スマイル補助金  
結婚時の住宅購入、家賃、引越などに使える！
- ③空き家改修事業補助金  
中山間地域移住者用住宅改修補助金  
空き家の改修に使える！

### 💼 就業の支援

- ④移住・就業補助金（国の制度を活用）  
東京23区（居住又は通勤）から  
就職やテレワークなどで移住すると使える！
- ⑤移住者就職応援補助金  
④の対象とならない場合、  
市内中小企業に就職して移住すると使える！

詳細は中面をご確認ください。

### 支援例：東京23区内から静岡市へ移住

各補助金の要件を満たした場合です。

東京23区（居住又は通勤）から5人世帯（子ども3人）で空き家を購入・改修し、テレワークで仕事を変えずに移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限400万円  
住宅購入費の1/2

+

🏠 ③空き家改修  
上限200万円  
空き家の改修費の2/3

+

💼 ④移住・就業  
定額 400万円  
（国事業）

= ※最大1000万円

東京23区（居住又は通勤）から4人世帯（子ども2人）で住宅を賃借し、市内中小企業に就職し移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限300万円  
家賃（3年分）等の1/2

+

💼 ④移住・就業  
定額 300万円  
（国事業）

= 最大600万円

東京23区（居住又は通勤）から夫婦（39歳以下・新婚）で住宅を賃借し、うち1人市内中小企業に就職し移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限100万円  
家賃（2年7月分）の1/2

+

🏠 ②新婚新生活  
上限80万円  
家賃（5ヵ月分）等・引越代

+

💼 ④移住・就業  
定額 100万円  
（国事業）

= 最大280万円

### 支援例：東京圏（注）の23区以外から静岡市へ移住

（注）中面をご確認ください。

千葉市から3人世帯（子ども1人）で住宅を新築し、個人事業を移転し、移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限200万円  
住宅購入費の1/2

= 最大200万円

さいたま市から夫婦で井川地区（中山間地域）の空き家を購入・改修し、うち1人が市内中小企業に就職し移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限100万円  
空き家購入費の3/4

+

🏠 ③空き家改修  
上限200万円  
空き家の改修費の9/10

+

💼 ⑤就職応援  
定額 50万円

= 最大350万円

横浜市から単身（40歳未満）で住宅を賃借し、市内中小企業に就職し移住

🏠 ①住宅確保応援  
上限60万円  
家賃（3年分）等の1/2

+

💼 ⑤就職応援  
定額 50万円

= 最大110万円

# 【 支援メニュー 】

記載の条件等は概要です。必ず最新の情報をホームページ又は担当課にご確認ください。

## 🏠 住宅への支援

若者・子育て世帯の移住時の住宅確保に必要な経費を補助します。

### ① 移住者住宅確保応援補助金

※利用する場合は、転入前から転入後3カ月以内に事前登録が必要です。

- 条 件
  - ・ 39歳以下 又は 18歳未満のこどもを扶養している
  - ・ 次のa～dのいずれかに当てはまること a 県内事業所にて新規に正規雇用されている、b テレワークや新幹線通勤により、仕事を変えずに移住している、c 起業又は事業を運営している、d 新規就農している又は新規就農に向けた研修を受けている
  - ・ 転入日前10年間で、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県外に居住していたこと（上記dの場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます） など
- 対象経費 次の費用のいずれか
  - ・ 敷金、礼金、仲介手数料、家賃（最大3年分）
  - ・ 住宅購入費
  - ・ （実家にUターンするなど、売買や賃貸借が伴わない場合）実家等の改修費
- 補 助 額 対象経費の1/2  
ただし、井川・梅ヶ島・大河内・玉川・大川・清沢・両河内地区への移住の場合は3/4
- 上 限 額 単身者は表のアの金額。2人以上の世帯の場合は表のイとウの合計額  
ただし、エを超える場合はエの金額

| 移住前居住地 | ア 単身者 | イ 2人以上の世帯 | ウ こども加算(1人あたり) | エ 上限額 |
|--------|-------|-----------|----------------|-------|
| 東京圏（注） | 60万円  | 100万円     | 100万円          | 400万円 |
| 東京圏以外  | 30万円  | 50万円      | 50万円           | 200万円 |

（注）東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、離島や山村等を除いた市区町村）に転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上居住していたこと。（詳細はホームページをご確認ください。）

- 備 考 転入日から3年経過前に市外へ転出した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担 当 課 静岡市役所 総合政策課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/ijuteiju/s000081.html>

結婚を機に行った、住宅購入・住宅賃借・引っ越し等に必要な費用を補助します（国の制度を活用）。

### ② 結婚新生活スマイル補助金

- 条 件
  - ・ 申請する年度内に婚姻届を提出し、受理されていること
  - ・ 婚姻日において夫婦ともに39歳以下であること
  - ・ 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること など
  - （例：令和8年度に婚姻した場合は令和7年分の所得。令和7年中の奨学金返済額を控除可能です。）
- 対象経費
  - ・ 住宅賃借費用（敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費（同居を始めた月から起算して、同居を始めた月の5カ月後の月まで））
  - ・ 住宅購入費 ・ 住宅リフォームの工事費 ・ 引っ越し費用
- 補 助 額 対象経費の合計額
- 上 限 額 80万円
- 担 当 課 静岡市役所 こども若者応援課 ☎054-221-1698
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4395/s002140.html>



詳細は  
ホームページへ



詳細は  
ホームページへ



空き家の改修費用を補助します。

### ③空き家改修事業補助金

- 条件 1年以上空き家である物件を自己の居住のために購入し改修すること など  
※オクシズ（静岡市の中山間地域）の場合は、1年未満の空き家でも利用可能です。  
※補助金のご利用にあたっては、事前に担当課までご連絡ください。
- 対象経費 空き家の改修費
- 補助率 対象経費の2/3  
空き家所在地がオクシズ内の井川・梅ヶ島・大河内・玉川・大川・清沢・両河内の場合は9/10
- 上限額 200万円：静岡市外から移住した世帯、15歳未満のこどもがいる世帯  
夫婦等のいずれかが40歳未満の世帯、補助率が9/10の地域内の場合  
100万円：その他の場合
- 備考 空き家所有者が改修して貸し出す場合も補助金の利用が可能です。オクシズの場合は、借り主が改修する場合も補助金の利用が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。  
※ゆとりある住宅地区（駿河区大谷、清水区草薙及び清水区馬走の一部）も、1年未満の空き家でも別途で利用可能な制度があります。
- 担当課 静岡市役所 住宅政策課 ☎054-221-1590
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7345/s000894.html>（市街地）  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/okushizuoka/s013267.html>（オクシズ）

市街地用  
ホームページへ

オクシズ用  
ホームページへ

## 🛒 就業への支援

東京23区から静岡市へ移住し、就業した方に補助します(国の制度を活用)。

### ④移住・就業補助金

- 条件 ・ 転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上東京23区内に居住していた、または、東京圏（左ページ注）から東京23区に通勤していたこと（東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も上記期間に加算可能です。）  
・ 静岡市に移住し、就職・テレワーク・起業等により就業していること  
（就業については、静岡県が運営するマッチングサイトを利用すること、又は関係人口であることなどの要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。）  
・ 補助金の申請日が、静岡市に転入後1年以内であること。 など
- 補助額 単身60万円、2人以上の世帯100万円＋こども1人あたり100万円加算（上限なし）
- 備考 補助金の申請日から3年経過前に市外へ転出した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担当課 静岡市役所 総合政策課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/ijuteiju/s000083.html>



詳細は  
ホームページへ

静岡県外から静岡市へ移住し、中小企業等に就職した方に補助します。

### ⑤移住者就職応援補助金

※令和7年4月1日以降の移住者対象

- 条件 ・ 次のa～cのいずれかに当てはまること a 静岡市に移住し、市内の中小企業等に新規に正規雇用されたこと、b 起業又は事業を静岡市内で運営していること、  
c 新規就農している又は新規就農に向けた研修を受けていること  
・ 転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県外に居住していたこと（上記cの場合、静岡県外を静岡市外と読み替えます）  
・ 補助金の申請日が、静岡市に転入後6カ月以上1年6カ月以内であること。  
・ ④移住・就業補助金の対象とならないこと など
- 補助額 50万円／人
- 備考 補助金の申請日から3年経過前に市外へ転出した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担当課 静岡市役所 総合政策課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/ijuteiju/s000080.html>



詳細は  
ホームページへ



## 支援例：東京圏(注)外から静岡市へ移住

(注) 中面をご確認ください。

愛知県から3人世帯(ひとり親・子ども2人)で住宅を新築し、市内中小企業に就職し移住

①住宅確保応援  
上限150万円  
住宅購入費の1/2

+

⑤就職応援  
定額 50万円

= 最大200万円

大阪府から夫婦(39歳以下・新婚)で住宅を賃借し、夫婦とも市内中小企業に就職し移住

①住宅確保応援  
上限50万円  
家賃(2年7月分)の1/2

+

②新婚新生活  
上限80万円  
家賃(5カ月分)等・引越代

+

⑤就職応援  
定額 100万円

= 最大230万円

福岡県から単身(40歳以上)で住宅を賃借し、市内中小企業に就職し移住

⑤就職応援  
定額 50万円

= 最大50万円

### 【 その他の支援 】

#### ① 移住に向けた相談

##### ● 東京で相談！

##### 静岡市移住支援センター

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階

NPO法人ふるさと回帰支援センター内 ☎080-2125-1591



##### ● 静岡市で相談！

##### 静岡市移住コンシェルジュ

静岡市役所総合政策課内 ☎054-221-1240

##### 清水区移住相談員

清水区役所地域総務課内 ☎054-354-2348

#### 🏠 静岡市の生活を体験

##### 静岡市お試し住宅

##### ● 船原住宅 (清水区船原)

住宅街にある市営団地

リアルな静岡生活を体験できます。1日1000円/組

##### ● ロングライフ・クイーンズ静岡呉服町

おまち(中心市街地)の便利な暮らしを体験できます。

1組2名まで、お子様同伴不可。1日1500円/人

※ご利用については、左記相談員までご相談ください。



#### 👨‍👩‍👧 子育て支援

詳しくはこちら ▶



##### 📌 政令市初！認可保育施設の第2子以降保育料無償

※認可外保育施設についても利用料を軽減

##### 📌 中学生まで無料！子ども医療費助成

中学生まで無料。高校生まで500円/回(入院医療費全額助成)

##### 📌 小学校給食費の無償化！

こども園・中学校は値上がり相当分を公費で負担します。

##### 📌 放課後児童クラブ

平日、土曜日(一部)の放課後19時まで利用可能

##### 📌 急病時あんしん預かり保育事業(令和7年度開始)

登園後の急な発熱時に保護者の代わりに看護師がケアします。

静岡市は

🌟 なかなかの都会

🌟 めくめくした暮らし

🌟 たっぴり海・山・川

🌟 のびのびと子育て ができるまちです。

詳しくは、「静岡市の移住支援情報サイト」をご覧ください。

静岡市の移住支援情報  
サイトはこちら ▶



### 相談窓口

#### 首都圏：静岡市移住支援センター

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内

☎080-2125-1591 ✉shizuoka-c1@furusatokaiki.net

#### 静岡市：静岡市役所 総合政策課 人口減少対策推進係

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所12階

☎054-221-1240 ✉ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

